

告 示

埼玉県告示第三百十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
横山 勝	ぼうこう又は直腸機能障害	公益社団法人東松山医師会東松山医師会病院	東松山市神明町一―十五―十	平成二十九年四月一日
奥島 健太郎	視覚障害	えのき眼科	狭山市南入曾五百六十五―十一	平成二十九年十月一日
長谷川 正治	ぼうこう又は直腸機能障害	医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保九百七十四―三	平成二十九年十一月二十日
三ツ林 恭子	呼吸器機能障害	さつて西クリニック	幸手市千塚字野中六十四	平成二十九年十二月三十一日
古平 喜一郎	ぼうこう又は直腸機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根千三百九十七―一	同
大久保 忠男	肢体不自由	蓮田よつば病院	蓮田市馬込二千百六十三	平成三十年一月一日
木村 重吉	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	春日部市緑町五―九―四	同

山根 宏夫

肢体不自由

医療法人社団宏志会豊岡第一病院

入間市大字黒須千三百六十九
―三

平成三十年二月十一日

大原 久仁子

肢体不自由

医療法人社団東光会戸田中央総合
病院

戸田市本町一―十九―三

平成三十年二月二十八日

小島 圭二

ぼうこう又は直腸機能
障害

社会医療法人財団石心会埼玉石心
会病院

狭山市入間川二―三十七―二
十

同